平成２３年（フ）第８３号
兵庫県姫路市飯田３丁目263番地２　エスポア21―Ａ
債務者　野村まゆる
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土居　由佳
4　破産債権の届出期間　平成23年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第８４号
兵庫県姫路市飯田３丁目263番地２　エスポア21―Ａ
債務者　野村　秀樹
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土居　由佳
4　破産債権の届出期間　平成23年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５９号
北海道旭川市神居８条４丁目１番21号
債務者　林　　正樹
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成川　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月15日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４号
福井県小浜市湯岡第18号９番地の１
債務者　永塩　一弥
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙辻　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第５４号
大津市本丸町６番24―52号
債務者　舩阪　義治
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０８２号
大阪市西淀川区歌島２丁目９番31号
債務者　神田　行紀
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾川　雅清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４５号
広島市南区西蟹屋３丁目12番20―303号
債務者　細田　史郎
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　香乃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３７号
札幌市手稲区曙12条１丁目６番３―603号
債務者　福原　裕士
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　悟志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月14日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４４３号
京都府宇治市宇治妙楽164番地
債務者　長束　元和
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　克昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４４４号
京都府宇治市宇治妙楽164番地
債務者　長束美佐子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　克昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２４３号
大阪府泉大津市寿町５番６―２号
債務者　楠本　郁子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩路　広海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月12日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
名古屋市北区志賀町４丁目60番地の１　アーバンラフレ志賀７棟106号
債務者　五藤　恭弘
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月28日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１１号
熊本県合志市幾久富1866番地856
債務者　園田　恒典
1　決定年月日時　平成23年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江越　和信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１０号
京都府京丹後市久美浜町3100番地
債務者　村岡　道夫
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綿島　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第１３８号
長崎県長崎市錦２丁目13番５号
債務者　若杉　　正
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６４４号
札幌市白石区北郷１条３丁目４番38号　田畑ハイツ201号
債務者　永井　公彦
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　淳平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５１号
富山市海岸通256番地　市営住宅106号
債務者　村井　國康
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦田　秀幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
富山地方裁判所民事部